

令和7年度東京都サービス管理責任者**実践**研修 及び児童発達支援管理責任者**実践**研修 実施案内

この度、東京都ではサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する方（予定含む）を対象として標記研修を実施します。下記の内容にご留意いただき、お申し込みください。

はじめに（必ずお読みください）

○下記のいずれかに該当する方が本研修の対象者となりますのでご確認ください。

対象者	必要な書類
<p>(1) 令和元年以降に基礎研修を修了された後、 2年以上の実務経験がある方 ※実践研修開始日（令和7年12月18日）から遡って過去5年以内</p>	<p>①②のいずれも必須 ①相談支援従事者初任者研修の受講証明書（講義部分1,2日目）または修了証書（全日程） ②サービス管理責任者基礎研修または児童発達支援管理責任者基礎研修（3,4,5日目）の修了証書 ※【例外的な6か月のOJT期間】を適用される場合は、上記①②に加えて<u>指定権者の受付印が押印された届出様式その1</u>が必要です</p>
<p>(2) 平成30年度までにサビ管(分野別)・児発管研修及び相談支援従事者初任者研修を修了済みで、令和5年度(令和6年3月31日)までに更新研修が未修了の方</p>	<p>①②のいずれも必須 ①相談支援従事者初任者研修の受講証明書（講義部分1,2日目）または修了証書（全日程） ②サービス管理責任者研修（〇〇分野）または児童発達支援管理責任者研修の修了証書</p>
<p>(3) 1回目の更新研修を令和元年度に修了されていて、2回目の更新研修が令和6年度(令和7年3月31日)までに修了できなかった方</p>	<p>令和元年度のサービス管理責任者更新研修または児童発達支援管理責任者更新研修の修了証書</p>

※本研修の対象となる指定障害福祉サービス等の種類等については、実践研修の専用ページ (<https://soukensui.jp/pages/141>) をご確認ください。

※いずれも他道府県に所在する事業所（開設予定含む）に従事する方（予定含む）については対象外です。

※【例外的な6か月のOJT期間】の届出様式その1については、「[東京都障害者サービス情報](#)」から各種書類のダウンロードし、提出方法などをご確認ください。

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ること。

2 実施方法

講義：動画配信型

受講者が用意したパソコン等で指定されたサイトにアクセスし、講義動画を個別に視聴。サイトのURLは事務局から受講決定者へ事前に送付されます。

演習：会場集合型

指定された日程・会場に受講者が集まり、グループワークを中心とした研修を実施。

3 研修日程等

<内容：講義及び演習>

	内容	日程及び実施方法
1日目	講義	オンデマンド配信により実施します。 指定された期間内（令和7年12月18日（木）から22日（月）まで）に科目ごとの講義の動画（合計3.5時間程度）を視聴していただきます。詳細は受講が決定された方のみを受講可否通知メールと一緒に送ります。
2日目	演習	会場集合形式により、下記のいずれかの日程（A～N日程）で実施します。
3日目		

演習（2、3日目）の研修時間は、午前9時40分から午後5時30分までの予定です。受付については、開始時刻の30分前から行います。詳細は受講可否通知でお知らせします。

<演習日程> ※なお、定員の都合上、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

会場日程（研修2日目・3日目）		
A日程	令和8年1月13日（火）・1月14日（水）	成増アクトホール
B日程	令和8年1月15日（木）・1月16日（金）	府中の森芸術劇場
C日程	令和8年1月21日（水）・1月22日（木）	成増アクトホール
D日程	令和8年1月27日（火）・1月28日（水）	戸山サンライズ
E日程	令和8年1月29日（木）・1月30日（金）	戸山サンライズ
F日程	令和8年2月2日（月）・2月3日（火）	戸山サンライズ
G日程	令和8年2月4日（水）・2月5日（木）	戸山サンライズ
H日程	令和8年2月6日（金）・2月7日（土）	戸山サンライズ
I日程	令和8年2月9日（月）・2月10日（火）	府中の森芸術劇場
J日程	令和8年2月12日（木）・2月13日（金）	府中の森芸術劇場
K日程	令和8年2月16日（月）・2月17日（火）	戸山サンライズ
L日程	令和8年2月18日（水）・2月19日（木）	戸山サンライズ
M日程	令和8年2月23日（祝月）・2月24日（火）	ルミエール府中
N日程	令和8年2月26日（木）・2月27日（金）	ルミエール府中

4 募集定員

1, 400名

5 受講申込み

(1) 申込期限

令和7年10月21日（火曜日）午後5時 **必着**

※締切以降の申込みは一切受け付けられません。時間に余裕をもってお申し込みください。

(2) 申込方法について

ウェブ申込のみになります。

インフラ環境等により受講申し込みができない方は、下記公益財団法人総合健康推進財団の研修事務局まで一度お問い合わせください。

公益財団法人総合健康推進財団 保健福祉研修センター
東京都サービス管理責任者等研修事務局

TEL : 03-6262-9880

(3) 注意事項

お申し込みの際には、以下の点にご注意ください。

- 申込フォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れないように、かつ、可能な限り具体的にご入力ください。
- 申込フォームに入力された内容を基に選考を行います。入力漏れ等がある場合でも、事業所への内容確認等の連絡は原則行いません。
- 選考に必要な項目に入力漏れ等がある場合には、選考対象とならない場合もありますのでご注意ください。
- ご入力された内容等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。また、以後の受講申込みは受付できなくなりますので、ご注意ください。
- 申込受付後に受講者及び日程の変更はお受けできませんので、受講希望者を精査してお申し込みください。
- 止むを得ないと認められない欠席・無断欠席は、法人単位で、次回以降の受講を決定できない場合があります。

6 受講者の決定

(1) 受講決定について

申込み時に入力された、経過措置によるサービス管理責任者等としての配置の状況、新たにサービス管理責任者等として配置される時期、同一の従事事業所内での優先順位、指定事業所としての業務開始予定年月、実務経験年数、従事事業所（所属法人を含む）内の研修協力者（東京都の実施するサービス管理責任者等研修の演習指導者として従事している者）の有無等を参考に、受講可否を決定します。

また、**申込状況**により、申込みに際してご入力いただく情報のほか、事業者指定所管（※1）から別途事業者情報（※2）を収集した上で、受講者の決定を行います。

※1 東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課、同施設サービス支援課、八王子市福祉部障害者福祉課、世田谷区障害福祉部障害保健福祉課、江戸川区福祉部障害者福祉課、荒川区福祉部障害者福祉課、港区保健福祉支援部障害者福祉課、中野区健康福祉部障害福祉課、板橋区福祉部障がい政策課、豊島区福祉部障害福祉課、葛飾区福祉部障害福祉課、品川区福祉部障害者施策推進課、文京区福祉部障害福祉課

※2 サービス管理責任者等の氏名を含む配置状況や研修受講誓約書の提出状況、事業開設に係る指定相談の実施状況等

(2) 受講可否通知データの送付

原則として受講希望者の所属する事業所の問い合わせ担当者宛てに、メールにて受講可否通知を送信します。**送信予定日：令和7年11月27日（木曜日）**。ただし、応募及び選考状況により、遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、メールの送信予定日からしばらく過ぎても届かない場合は、公益財団法人総合健康推進財団までお問い合わせください。

7 修了証書の交付

本研修を修了された方には、東京都知事名の修了証書を交付します。修了証書の発送は、以下を予定しています。

1月に全日程を修了する方：令和8年3月6日（金曜日）頃

2月に全日程を修了する方：令和8年3月13日（金曜日）頃

8 留意点

○本研修は全日程全科目を受講しなければ研修修了となりません。講義については、研修主催者の責による事由以外で指定された期間内に講義動画の視聴が完了しない場合や、演習については遅刻及び早退等があった場合は、研修修了となりません。推薦事業者においては、受講者が最後まで研修を受講できるよう特段のご配慮をお願いします。

○著しく受講態度の悪い方（居眠り、業務都合による長時間の離席、研修に集中できない環境下での受講）については研修修了とならない場合がありますので、ご注意ください。

9 参加費

参加費は無料です。

なお、講義に参加できる電子機器（インターネットに接続できるパソコン等）の確保については、推薦する事業所又は受講者が準備してください。

資料はダウンロードしていただきます。電子データで見るときは、パソコン等の容量をご確認ください。印刷して手元に用意する場合は、ご自身で印刷してください。

※機器の貸出し等は一切行っておりませんので予めご了承ください。

10 個人情報の取り扱い

申込フォームに入力された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

11 研修（集合型）受講に際しての注意事項

- (1) 演習当日、感染症に罹患している場合や普段と比べて明らかに体調がよくない場合は、ご受講をお控えください。また、研修中に体調が悪くなった場合についても退席をお願いする場合がありますので予め御了承ください。
- (2) ゴミは各自で持ち帰っていただきます。ゴミ袋を御持参ください。

12 研修の変更及び中止について

- (1) 天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止にすることがあります。
- (2) 併せて、本実施案内の内容から変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

13 各種問合せ先

○東京都サービス管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者実践研修の実施に関すること

担当研修機関	電話番号
公益財団法人総合健康推進財団 保健福祉研修センター 東京都サービス管理責任者等研修事務局	03-6262-9880

※受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）午前9時から午後5時までです。

○研修のカリキュラムの作成、受講決定及び修了者情報の管理に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953・2954

※研修に関する問い合わせについての受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること（実務経験の要件を含む。）

【八王子市内に所在する事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
全事業共通	八王子市 福祉部 障害者福祉課 事業者指定担当	042-620-7479

【世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区、文京区内に所在する事業所（児童のみ）】

事業内容	担当部署	電話番号
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課	03-5432-2242
	江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係	03-5662-0712
	荒川区 福祉部 障害者福祉課 障害サービス係	03-3802-3417
	港区 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者事業所支援係	03-3578-2671
	中野区 健康福祉部 障害福祉課 子ども発達支援係	03-3228-5613
	板橋区 福祉部 障がい政策課 認定給付指導係	03-3579-2392
	豊島区 福祉部 障害福祉課 施設・事業者支援グループ	03-4566-2451
	葛飾区 福祉部 障害福祉課 事業者係	03-5654-8262
	品川区 福祉部 障害者施策推進課 計画推進係	03-5742-6762
	文京区 福祉部 障害福祉課 障害者施設担当	03-5803-1324

【上記以外の事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
療養介護、生活介護 自立訓練（機能・生活）施設入所支援	公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 〈電話受付時間〉 9時から17時まで （土日祝日を除く）	03-6302-0313
自立生活援助		03-6302-0257
共同生活援助（グループホーム）		03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、 就労継続支援B型、就労定着支援		03-6302-0308
児童発達支援・放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援・障害児入所支援、 児童発達支援センター		03-6302-0315